

グループホーム矢坂本陣 のご案内（重要事項説明書）

1 事業者・事業所の概要

介護保険事業者番号	3370101713
事業所名	グループホーム矢坂本陣
施設の管理者名	河本 佳奈子、磯崎 美巳
開設年月日	平成11年 1月11日
所在地	岡山市北区矢坂東町3-18
電話番号	086-255-8573
ファックス番号	086-255-8573
経営主体（母体法人）	医療法人社団 岡山純心会
開設者名	前田 計子

2 事業の概要

入居定員	18名（2ユニット）
ユニットの管理者	中溝 一郎、西岡 香與子
居室の概要	全室個室
サービス種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 短期利用認知症対応型共同生活介護 短期利用介護予防認知症対応型共同生活介護

3 事業の運営方針

当事業所は、地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）として、要介護状態（介護予防にあつては、要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、共同生活の場を提供し、その有する能力に応じ自立した日常生活が住み慣れた地域で継続できるように支援することを目的としています。

当事業所では、この目的に沿って、以下の運営方針を定めていますのでご理解いただいた後にご利用下さい。

<p>運営方針</p> <p>1 当事業所で実施する、認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、家庭的な雰囲気のもとで、安心して日常生活を送ることができるように、</p>
--

介護予防認知症対応型共同生活介護にあつては、できる限り要介護状態にならないで自立した日常生活が送れるように支援します。

- 2 当事業所は、認知症対応型共同生活介護の提供にあつては、計画に基づいて、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。介護予防認知症対応型共同生活介護にあつては、利用者が主体的に事業に参加できるよう、コミュニケーション等利用者への働きかけを工夫し、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行います。
- 3 共同生活住居における介護従業者は、事業の提供にあたり、懇切丁寧を旨とし利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- 4 事業の実施にあつては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 5 年に1回以上、自己評価及び外部評価を実施し、当事業の質の改善を図るものとします。
- 6 2ヶ月に1回以上、運営推進会議を開催し、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。

4 事業の職員体制

職種	員数(人)	職務内容	備考
管理者	2	事業所の従業員の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。	介護職兼務、1ユニット1名
計画作成担当者	2	ご利用申込に係る調整、他の介護従事者に対する相談助言、他職員と協力して認知症対応型共同生活介護計画、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を行います。	介護職兼務、1ユニット1名
介護職員	6以上	当事業所の利用者に対し、心身の状況等を的確に把握し、日常生活上の介護、健康管理、その他必要な業務を行います。	夜間時間帯には、常時1名を配置します。

5 事業のサービス内容

食事	<p>栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供し、利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理を行います。</p> <p>日常生活を通じた生活介護を行う観点から、調理・炊事・おやつ作り等は、入居者を援助しながら行います。</p>
----	--

排泄	利用者の状況に応じ、適切な排泄の介助と排泄の自立支援を行います。
入浴	原則、毎日入浴を行います。時間はご本人の希望で対応します。
日常生活上の機能訓練	離床援助、屋外散歩・買い物同行、家事協働等により、日常生活に必要な機能低下を防ぎ、生活機能の維持・改善に努めます。
その他	離床、着替え、整容、洗濯、居室内清掃等により、利用者が快適で豊かな日常生活を送ることが出来るよう生活援助及び健康管理を行います。
相談援助サービス	当事業所は、利用者とそのご家族からの相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。事業所利用や日常生活に伴うご心配事や制度利用・行政手続などお気軽にご相談下さい。

6 緊急時における対応方法

①協力医療機関への受診

当事業所では、下記の医療機関に御協力いただいています。

協力医療機関	
岡山中央病院	住 所：岡山市北区伊島北町6-3 電話番号：086-252-3221
前田医院	住 所：岡山市北区檜津310-1 電話番号：086-284-7676
協力歯科医療機関	
なかの歯科クリニック	住 所：岡山市北区矢坂東町6-1 電話番号：086-256-4618

②緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先へ連絡いたします。

③ 事故発生時・緊急時の対応

- 1 管理者の指示の下、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、協力医療機関及び諸機関と連携を取り、必要な措置を講じます。
- 2 賠償すべき事故が発生した場合に備え、損害賠償保険に加入しています。補償については誠意を持って対応いたします。
- 3 事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、事故対策委員会（母体施設内）において、原因究明及び再発防止の対策を講じます。

7 医療連携体制

当事業所では、下記の医療機関に御協力いただいています。

利用者の状態が急な体調不良時などで急変し、医療が必要な場合は下記の医療機関と連携を

とり速やかに対応できる体制にしています。

医療連携体制契約事業者	
前田医院	住 所：岡山市北区檜津 3 1 0 - 1 電話番号：0 8 6 - 2 8 4 - 7 6 7 6

8 入居に当たっての留意事項

面会	面会時間の規定はありませんが、他の入居者の迷惑にならない時間帯でお願い致します。
外出・外泊	ご家族との外出・外泊は随時可能ですが、事前に行き先と帰着予定日時を届け出て下さい。変更の場合は速やかに御連絡下さい。
飲酒・喫煙	職員へご相談下さい。
火気の取り扱い	原則禁止です。
所持品・備品等の持ち込み	持ち物には必ず名前を書いて管理してください。
食べ物の持ち込み	事故防止のため必ず職員にお知らせ下さい。
金銭・貴重品の管理	原則として金銭、貴重品の管理は自己責任による自己管理とします。万一紛失の事態となっても責任を持ってませんので、ご了承下さい。但し、特殊事情により、やむをえず管理を希望される方はお申し出下さい。
設備・備品の利用	大切に扱ってください。施設が損害を被った場合、事由によっては損害賠償を請求することがあります。
迷惑行為	騒音の発生（深夜の大音量によるテレビ鑑賞等）、共同生活に支障が生じるような行為は慎んで下さい。
宗教活動	個人の信仰においては自由です。但し、他の利用者へ迷惑がかからない範囲でお願いします。

9 禁止事項

グループホーム矢坂本陣では、入居者に安心して共同生活をしていただくために、入居者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」及び、他入居者への迷惑活動は禁止します。

10 要望・苦情の受け付け

①当事業所における要望・苦情の受け付け

意見箱を設置し、苦情が寄せられた場合、事実を確認し、関係者と連絡を取り合い、早急に対応を行うとともに苦情処理の改善について利用者・その家族に確認を行います

また、その内容を台帳に記載し、再防止に心がけます。

苦情受付窓口（担当者）	河本 佳奈子、磯崎 美巳
受付時間	8時30分～17時30分

②行政機関その他苦情受付機関

岡山市 事業者指導課	所在地 岡山市北区大供3丁目1-18 KSB会館4階 電話番号 086-212-1014 F A X 086-221-3010 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日を除く
岡山県国民健康保険団体連合会	所在地 岡山市北区桑田町17番5号 電話番号 086-223-8811 F A X 086-223-9109 受付時間 午前8時30分～午後5時 ※土・日曜日、祝日を除く
岡山市介護保険課	所在地 岡山市北区鹿田町1丁目1番1号 電話番号 086-803-1240 F A X 086-803-1869 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

11 利用料金その他の費用の額

- ① 指定認知症対応型共同生活介護利用料の額は、介護報酬告示上の額又は岡山市が定める額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額又は岡山市が定める額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- ② 利用料は別途、利用料金表をご覧ください。
- ③ おむつ用品代は以下のとおり、利用者から支払いを受けることとします。

種類	単価(円)	適用
ーアテントー		
夜パッドハイグレード	933	1袋(24枚)
夜パッドふつう	25	1枚
夜1枚安心パッド(多い)	31	1枚
尿取りパッド	20	1枚
パンツ M-L	40	1枚
パンツ L-LL	45	1枚
スーパーフィットテープL	67	1枚

- ④ サービス開始に先立ち、あらかじめ利用者又はその家族に対して該当サービスの内容・料金及び費用の支払いについて事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受け同意を得るものとします。

12 支払方法

- ①お支払い方法は、口座引落としとします。
 ②毎月15日までに、前月分の請求書を発行いたします。
 引落日の27日までにご入金下さい。

13 秘密保持

- ① 当事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならず、それは従業員でなくなった後においても同様です。また、当事業所は秘密保持の為に必要な措置を講じます。
 ② 当事業所は個人情報保護法及び関連法規を遵守し、業務上知り得た個人情報は母体法人が定めた利用目的の範囲内で使用します。

14 非常災害対策

常に非常災害に備え、機器を維持管理するとともに非常災害に関する具体的計画を立て、従業者に徹底を図ります。

防災設備	自動火災報知設備、スプリンクラー設備、消火器
防火訓練	年2回

15 当施設の定める指針等

①事故発生の防止のための指針

当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備しています。

②感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

当事業所は、感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備しています。

③褥瘡対策指針

当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備しています。

④身体拘束

当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止しています。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等、緊急やむを得なく身体拘束を行う場合があります。その場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとしています。

⑤重度化した場合における対応に係る指針

当事業所は、入居者個々に対して、安心して居心地の良い生活を続けていただく為に、以下の三項目について重度化した場合における対応に関する指針を定めています。

- (1) 急性期における医師や医療機関との連携体制
- (2) 入院期間中におけるグループホームの居住費や食費の取り扱い
- (3) 看取りに関する考え方、ご本人及びご家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針

⑥虐待防止

当事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止の為次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (3) その他虐待防止のための必要な措置

また、当事業所は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

⑦成年後見制度の活用支援

当事業所は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

16 情報公開

当事業所は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、1年に1回岡山市に情報提供を行うものとします。

17 自主評価・外部評価

- ①当事業所は、「岡山県認知症対応型共同生活介護サービス自主評価実施要領」に基づき、毎年1回自主評価を行い、その結果を、岡山市に報告するとともに施設内においても公開しています。
- ②当事業所は、「岡山県認知症高齢者グループホーム外部評価実施要領」に基づき外部評価を受け、その結果を「福祉保健医療情報ネットワークシステム」に掲載するとともに施設内において公開しています。

18 その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。